

第1号議案 2010年度支部活動方針(案)

スローガン

1. 憲法が掲げる「一人ひとりが尊重され、輝く」社会を実現しよう！
2. 市民要求を原点とした職場要求を実現するため、
市民とともに各職場からの取り組みを！
3. 大いに学んで、騙されない眼を持ち、
大いに遊んで、横のつながりを強めてみんなで元気になり、
一人ひとりの行動で組合活動を大きく前進させよう！

一. 公務職場をとりまく現状からめざすもの

新自由主義が破綻し、その非人間性と非合理性が明らかになったにもかかわらず、依然として小さな政府を目指す動きは止まっていません。

それどころか、いつの間にか「景気回復のために」と言いながら、公務の仕事が市場へ売り渡す流れが「仕分け」と称して加速しています。

公務員をたたけば票になると、様々な党が公務員攻撃をし続けています。

しかし、継続的で安定的な「公務」の職場があつてこそ、今の日本があることを改めて実感した民主党は、公務員を味方にすべきとの動きをとっています。今こそ、「民間至上主義」のほころびを指摘し、国民と共に確認をし、正しい形に戻していく運動をしていく必要があります。

そのためには、単に公務員をたたけば良いのではなく、仕組みとして公務の職場が民間委託することで、多くの国民を低賃金労働者に行っていることを明らかにし、社会全体としてどうしていくべきかを指し示していく必要があります。

二. 名古屋市の職場の現状を踏まえ、めざすもの

名古屋市の職場も、国の動きと同様に、いやそれ以上に「民間至上主義」の発想が広がっています。

安易な民間への委託を進める中で、低賃金労働者を生み出しているだけでなく、市役所で働く職員が現場からどんどんと遠ざかっており、やりがいを実感しながら働くことが難しい状況になってきています。長年の蓄積があるからこそ、継続的で安定的な市政運営が出来るのですが、現場を請け負う業者は価格競争の中でめまぐるしく代わり、その事業に携わる人もその度ごとに代わり、継続性のない行政が展開されています。

そうした状況を打破するためには、私たち「公務」の職場で働く人間が、なぜこの事業は「公務」が担当をするのかという原理・原則を学び直し、そこからの発想となる仕事ができるようにすべきだと考えます。そのためには組合としても、市民と共同しながら、原理・原則を学び直す活動をし、公務員が責任をもって施策を遂行できるよう市民に打って出ていき、理解を求め、ともに立ち上がるしかないと考えます。

そうした思いを持って仕事をするにしても、恒常的に残業をせざるを得ない状況が本庁ブロックを中心にあり、日々淡々と仕事をするだけでも大変なのが現状です。

こうした厳しい労働条件の解消を当局に対して強く求めていく必要があります。この

厳しい労働条件の中では、誰もが心身の故障をきたす可能性があるといえます。安全衛生の取組みの中からも、人員増の要求をしていく必要があります。

三. 平和を守り、基本的人権を守るたたかい

名古屋市民が学習する権利が保障され、そのために私たち公務員がそれに見合う労働条件を得る前提には、一人ひとりが大切にされることが必要です。

そして、07年4月に名古屋高等裁判所が判決の中で明示したように、平和的生存権は「全ての基本的人権の基礎にあってその享有を可能ならしめる基底的权利である」ということができ、単に憲法の基本的精神や理念を表明したものに留まるものではない」のです。

したがって、教事支部としても、私たちの労働条件を守るための前提として、平和を守り、基本的人権を守る取り組みをしていく必要があります。具体的には以下のような取り組みが必要だと考えます。

積極的非暴力平和主義を掲げる日本の憲法は素晴らしいと世界中で評価されています。その憲法を改正しようという動きは、依然としてあり、そのことを世界中が危惧をしています。今こそ、この素晴らしい憲法を持つ日本の国民として、世界と日本の平和を求める人々と連帯し、「九条の会」の活動をはじめとする世界全体の平和を希求する日本国憲法を守る取り組みや、原水禁世界大会、平和大会など、世界全体の平和を求める世論を作り出す取り組みに積極的に参加していくことが求められています。09年度には、若手執行委員である松井執行委員が市職労の代表団の一人として核不拡散条約再検討会議への参加をしてきました。彼を中心としながら、若手組合員を中心に学び、行動する活動を進めていく必要があります。

四. この1年間、支部ですすめていく活動の中心課題

1. 引き続き各ブロックで自治研活動を推進し、 市民要求を実現させる活動

今年度も、各ブロックの活動を基本にしつつ、支部組合員の交流と学習の場として、自治研活動をすすめます。とりわけこの自治研活動を通じて、私たちが携わっている「公務」の原理・原則を学びなおしたいと考えています。その上で、組合員の皆さんが自分の仕事と職場の問題を持ち寄り、話し合い、元気の出る活動をめざします。自らの仕事を通して、住民の権利に気づき、それを保障する仕事のすすめ方を参加者全体で考えながら、それぞれの職場で実践できる職員集団づくりを大切にします。

支部のほとんどの職場と仕事について、民間へのアウトソーシングや指定管理者制度の導入の検討対象とされてしている中、安易な導入に反対し、教育機関としてその専門性に裏付けられた、利用者・住民に対する仕事のすすめ方が求められます。とりわけ、司書、学芸員などの専門職制を守る学習と取り組みをすすめます。

具体的には、自治研にかかる機関紙の発行やブロックごとのミニ集会を開催します。労働組合、住民自治・地方自治、憲法などとともに、社会教育やその方法論なども学習します。また、民間へのアウトソーシングや指定管理者制度をめぐる各自治体の動き、先輩職員の社会教育実践の聞き取りと継承の課題、利用者・住民の皆さんの実際の声や要求、各職場での問題などもテーマに、必要に応じて研究者の助言などもいた

だきながらすすめます。そして、仕事と職場を通じて主体的に参加できるような運営と企画を考える運営委員会を各職場・分会からも参加してもらい、定期的開催をめざします。

「守ろう！憲法にもとづく地方自治、検証しよう！「地域主権」をテーマに、福井フェニックス・プラザなどで、7月31日（土）～8月2日（月）に開催されます「52回自治体学校 in 福井」への積極的な参加をめざします。

さらに、「社会教育推進全国協議会あいち支部」（以下、「あいち支部」）との共同の取り組みをすすめ、必要に応じた市民集会や学習会の共同開催もめざします。「あいち支部」主催の社全協セミナーへ参加し、社会教育の理念と実践を学びます。とりわけ、「社会教育研究全国集会」では、全国の仲間の実践に学び、交流を深める機会として支部も積極的に参加を呼びかけます。

2. ベテランの経験を生かしつつ、若い世代も積極的に参加出来る組合運営をすすめ、要求を前進させる

10年4月に実施した「新規採用者&支部間異動者歓迎会」は、昨年度以上に自主的に本庁組合員を中心とした実行委員が取り組んでくださいました。リーダー的な役割を果たす組合員が、他の若手組合員をリードし、新しいつながりの輪が広がっています。こうしたつながりを多くの場面でもっと作っていきたいと思います。

この取り組みの良さは、歓迎対象者の同じ課・室のまさに隣りの先輩に声をかける点にあります。このことは、歓迎会だけでなく、組合活動すべてに共通しているものです。

これまで、教事支部を支えてきたベテラン組合員さんからの一人ひとりへの呼びかけが、これから教事支部を担っていく中堅、若手組合員の元気の素となっていきます。今一度、すべての組合員が、組合活動の意義を思い出し、また改めて感じ、そのことをお隣、お隣へと伝えていくことを実現し、みんなで参加する組合活動を進めていきたいと思います。

そして、組合で、支部で今、取り組んでいることを共有する場として、また原理・原則を学ぶ場としての機関会議を定期的開催します。

こうした取り組みの中心を担う人がどうしても必要となってきますので、各ブロックから多くの方に執行委員になっていただけるようにし、年度途中の選挙の実施も視野に入れて、活動の中心となる人を拡大する取り組みを、1年を通じて行っていきたいと考えています。

3. みんなで楽しく参加できる組合活動と大きな組織建設を進める

すべての活動は、とにかくまず楽しむことからはじまるといっても過言ではないと思います。そこに参加する人が楽しいと思えば、その人の身についていくことになる

と思います。まさに、大いに遊び、大いに学ぼうではありませんか。

支部としても、組合員同士が交流できる企画を実施したり、本部等が行う企画への参加補助等を検討していきたいと考えています。

① 組合員を拡大する取り組みをすすめます

公務員をたたけば票がとれると、公務員をたたき、その結果、自治体労働者を取り巻く環境は急激に変化していくことが予想されます。労働組合がなければ権利は守れませんし、要求は実現出来ません。その意味をきちんと誠実に訴える活動を進め、特に非組合員が組合に加入してもらえるようにするなど、組合員を増やすことを目標にした組織活動を強化します。そのためにも、日常的なつながりを形成する必要があるため、この3月に実施したような残業パトロールのような活動を継続的に実施します。

また、嘱託職員の組織化にも引き続き努力します。

② 世話役活動を組合員の要求に応じて工夫しながらすすめます。

自治労連共済、自動車保険などをはじめとし、組合員の生活相談なども含め、状況に応じて対応します。

本庁ブロックで行っている「しゃべり場」を引き続き定期的に関催するとともに、他のブロックにおいても、機会をとらえて実施することとします。

③ 集会への参加を勝ち取ります

市職労が提起する集会等に要請数以上の参加を勝ち取り、こうした活動の中で情勢を学び、参加した組合員が所属する職場にそのことを広める活動をすすめます。

また、自治労連教育部会、自治労連本部などが提起する集会にも積極的に応え、参加者への補助をするとともに、学んだことを支部で還元していただくことをしていきます。

④ 組合員の要求に対応した各種交流行事を実施します

ここ数年実施している「地引網&バーベキューレク」のような支部全体行事の開催やブロック単位の交流会、文化・スポーツなど同好の士を集めての小規模な行事などを、組合員の要求にもとづいて企画し、日頃は会えない組合員同士の交流の場を広げます。

また、本部等が実施する企画への参加補助をします。

4. 賃金確定闘争と組合員の権利を守り、拡大する取り組み

本部の提起する諸行動に参加し、権利の拡大・労働条件の改善等を勝ち取ります。

賃金闘争の前進のため、職場からの要求集約を進めます。また、闘争時期に合わせて「あした」紙上等で交渉の進展等を出来る限りリアルタイムで伝えます。

36協定締結が単なる儀式にならないように、当局に対して所属長への啓発を徹底させるよう申し入れます。また、各分会においても、自らが自らの労働条件の改善を獲得する場であることを再認識していただくとともに、他の分会での取り組みを共有

するなどして、より実行性の高い36協定締結をめざし、サービス残業などの働くルール違反を解消していきます。

組合員一人ひとりの権利を守るためには、それぞれの組合員が、自分自身がなんとかしたいと思う必要があります。そのためには、働く者の権利を学び、自分たちの置かれている状況を学び、そして自らどうすべきかを考える機会を持つことが必要です。支部としても、組合員一人ひとりのそうした活動を支援するため、支部全体での学習会やブロック単位での学習会を実施します。また、組合員が自ら闘う決意を持たれた場合には、支部としても全力を挙げて支援します。

5. 教宣活動の充実

① 機関紙等の定期発行をめざします

機関紙「あした」は、組合員への情報提供、情勢認識の学習と職場要求実現の取り組みなどを伝えます。組合員の団結を図るためにも、年間平均で最低月1回以上の発行をめざします。

組合員の交流と情報交換も兼ねた機関紙「TOMMOROW」や青年層向け機関紙「とうでい」は、取材や原稿依頼、投稿など、組合員の声を反映できるように定期発行をめざします。

② 支部ホームページの活用をめざします

紙ベースの情報提供だけでなく、支部ホームページを活用しての情報発信も行うために、当面管理運営体制を整備します。執行部だけでなく、広く支部組合員による運営委員会の立ち上げも課題です。

③ 支部機関紙編集委員会の継続と拡大をすすめます

「TOMMOROW」や「とうでい」の編集内容の検討と定期発行、「あした」の編集内容への提言、「ホームページ」運営の検討などのために、支部機関紙編集委員会（執行委員と組合員のメンバーで構成）を定期的開催し、組合員の声や要求を生かした内容にしていきます。

④ 学習活動を積極的にすすめます

- 自治体労働者としての自覚や見識を高めるため、自治体学校をはじめとする各種集会、研修に積極的に参加します。
- 社会教育の理念や実践、状況や課題などについての学習をすすめます。社全協などの集会、学習会へも積極的に参加します。
- 「公の施設」への指定管理者制度導入検討がすすめられています。教育施設への導入の矛盾や問題などについて学習する場を設けます。
- 労働者の権利や労働組合について学習する場として、愛知学習協の主催する愛知労働学校、労働者教育協会主催の勤労者通信大学に積極的に組合員を送り出し、卒業生には半額の補助をします。（市職労本部からも半額補助あり）
- 時々の情勢に応じて、支部・ブロックで学習会を開催します。

6. 平和と民主主義を守る活動

- ① 平和を守る運動の中心として、憲法第9条、25条、26条をはじめとする憲法を守る運動を位置づけ、支部全体で積極的に行動します。
- ② 有事法制の発動を許さず、あらゆる平和と民主主義を破壊する攻撃を許さないたたかいをすすめます。
- ③ 教育現場への「日の丸」、「君が代」の押しつけなど、教育の反動化に反対します。
- ④ 各種の平和を求める集会、学習会に積極的に参加します。
- ⑤ 非核三原則を守り、核兵器廃絶にむけた運動に積極的に参加します。

7. 各ブロックの課題と活動方針

(1) 本庁ブロック

支部全体の1/3を占める本庁ブロックにおいて、今一度、組合の意義やその活動内容について組合員一人ひとりが確認でき、その理解・活動を深めていけるような取り組みをしていきたいと思えます

1. サービス残業や持ち帰り残業をなくすような職場環境づくりと、必要な部署への適正な人員配置を要求していきます。
2. 本庁ブロック特有の課題等を共有し、解決に向けて前進するため、分会長会議を定例的に開催します。
3. 本庁舎の分会と、教育センター分会や野外教育センターの分会との交流が持てるような取り組みをします。
4. 自治研活動の一環として、ブロック学習会を春だけでなく、秋等にも開催し、定期的に組合員が自分の仕事に誇りをもって働けるような学習の場を設けます。
5. 同じ本庁ブロックで働いている者同士が交流を図れるような企画を、組合員の発意・運営で開催します。

(2) 社会教育施設ブロック

生涯学習センターの職場においては、主事が1名削減したことにより残った職員の事務量が增大しています。さらには、区役所移管後生涯学習センターは区役所の公所扱いになり、人事異動が区役所権限により区役所の職員が異動で多数入ってきています。その結果、センター間の異動はほとんど無いために社会教育経験者は少なく、工作上大きな弊害が生まれてきています。いまこそ、職場交流を含めた基本的な取り組みが必要となってきました。

また、河村市長は「市民要求」の名のもとに積極的な民間活力導入（ボランティア団体も含めて）を推進しています。よって、今後は利用者・市民の要求を正確に把握した、共同の取組が今後必要になってきました。

したがって、まず今年度については基本に立ち返った活動である、組合員の交流と組合活動が目に見える取組みを追求します。

- ① 各職場の状況等を把握するため、職場オルグを実施し要求把握等に努めます。
- ② 職場交流と社会教育施設職員の役割等について機関誌を使った広報や学習会等の学習活動を追求します。
- ③ 青少年対策でなく、いままで青年の家がはたしてきた青少年の仲間作りを主とした青少年教育（特に青年教育）について、教育委員会として取り組むよう青年との共同に努力します。

- ④ 今年度予想される係長の削減問題また、今まで教育委員会内部で検討されてきている社会教育施設における指定管理者制度導入については、問題点等を明らかにして、機関紙等をとおして組合員の関心を作り出すような取り組みをします。

(3) 図書館ブロック

i 情勢

経済危機の中、地方自治体は北海道夕張市の例を出すまでもなく、税収減・三位一体計画による補助金カットなど、今まで以上に困窮を極めています。その影響が教育の現場にも押し寄せています。

この間「指定管理者制度」を導入する自治体も複数に上り、安上がりの行政を目指すならばその結論はおのずから明らかでしょう。さらに「市場化テスト法」も成立し、大阪府では橋下「独裁」府政のもと条例制定もなしに府立図書館で実施が強行されました。

また、教育の憲法といわれる「教育基本法」が改悪されたのをうけ、学校教育法等教育三法案の改悪も強行されました。国民の自発的な学習権を根底から奪い、国家権力の意に沿う国民を作り上げようとしているこの改悪を断じて許すわけには行きません。そしていよいよ私たちの仕事に直結する「社会教育法」「図書館法」「博物館法」も改悪されました。今後その影響は随所に出てくるものと思われまます。

徳重図書館も開館し、当面の図書館網は整備されました。しかし、その実態は奉仕協力員・臨時職員の大量配置によるもので、また「カウンター業務委託」の導入による民間移行もあり、真に住民要求にこたえる体制とはとてもいえません。住民の「学習権保障」という大命題に答えるためには、施設面でも人的な面でも不足しています。ハードもソフトも体裁を整えただけというのが実情だと思います。

一方、大都市圏でいっても大阪市でも運営の委託化が強行され、政令指定都市の中でも北九州市、神戸、仙台、浜松では「指定管理者」による館運営が始まっていますし、横浜でも今年指定管理者制度が導入されました。大阪大東市での館長の必置規制をはずす要求がでたのを端緒に、同制度による図書館運営が全国に広がっています。指定替えの時期を迎えさらに条件を悪くしている自治体も出始めています。このように図書館をめぐる情勢は大きく悪化の方向にあります。

その流れの中で、名古屋でも本来必要とされる人員まで削られてきています。また一昨年の定期大会議案の中で「専門職としての職種だからというだけでは合理化の対象から外れることはありません」と書きましたが、まさにそのまま「カウンター委託」提案が出て、今年度から名東・港への拡大までされてしまいました。

また一方、自動車図書館「廃止」反対運動で最終的に利用者の大きな声に支えられて存続が決まりましたが、その結果を見れば明らかなように、住民要求実現のために共同の輪を広げることこそが力になりうる、その思いで今こそわれわれがどんな仕事をしていくのかを住民要求をくみ上げる形で「自治体労働者論」の立場で住民に提示し、支持を得る必要があります。

新自由主義の破綻が明らかになりつつある現在、私たちが本当によりよい社会を作り上げていくためになにをすべきか今一度共に考えて運動を作り上げていきたい。そのために世代を超えた全組合員の持っている力を結集して当たれるよう組織の上からも再考をする必要があると感じています。

ii 今年度の取り組み方針

- ① 「カウンター委託」検証を住民サービス維持・向上の立場で行なう
- ② 住民の学習権保障を阻害する「社会教育法」「図書館法」の改悪に反対し、「市場化テスト法」、「指定管理者制度」等の導入に反対する
- ③ 住民との協同を図るため、自治研活動をすすめる。そのためにまず「しゃべり場」活動に取り組む。
- ④ 「名古屋の図書館を考える会」として市民集会を継続的に行い、住民要求の掘り起こしを行なう、
- ⑤ 36協定が実効性を発揮できるよう更に労働時間の短縮に取り組む
- ⑥ 新たな組合員を増やすと共に、支部に参集できる体制を構築する

(4) 養護学校ブロック

知的障がい養護（特別支援）学校には、学校教育法に基づいた明確な設置基準がありません。（小中高には、学校教育法に基づいた省令として基準が設けられている）そのため増え続ける児童・生徒に対応できず、特別教室をつぶして教室に転用したり、心を落ち着かせるための逃げ場になっていたスペースまで、教室に使用せざるをえない状況が、ここ数年、凄まじいスピードですすんでいます。文部科学省回答(08年国会議員への)でも全国で2800もの教室不足に陥っています。愛知県は全国ワーストワンの多さでマンモス校（2010年度一宮東養護461名、佐織養護311名、2006年度半田養護417名一桃花校舎開設してマンモス校解消後の生徒数、現在HPでは確認できない）が存在しています。県内の知的養護（特別支援）学校の平均在籍数は256人（07年参院文教委員会答弁）で全国一です。そして、市立4養護学校のうち、3校がこの平均値付近かそれ以上の状態にいます。単純に比較すると全国平均は1校あたり139人（07年参院文教委員会答弁）です。文部科学省も07答弁の際に過大校の増加について問題があると認めています。障がいのある子どもたちの成長・発達する権利を保障するための条件整備を私たちは強く要求する必要があります。

そして、過密状態の解消のためには名古屋市内に新たな養護（特別支援）学校を建設することは緊急の課題であり、守山養護学校に設置される産業科は、別の場所に新たな高等養護学校を建設することで、守山養護学校の過密な教室配置を改善すべきです。

新自由主義による小泉構造改革は民主党政権になって、緩むどころか、より強化されつつあります。自治体での現業職場委託化は、かなり進行し単なる作業の機能だけが存在し、自治体現業労働者として住民のために奉仕するということが出来にくくなっています。そして、非正規職員が半数にもなり、官製ワーキングプアを生んでいます。だからこそ、正規職員として存在している私たちが、職場からその不当性へのたたかいと自分たちの仕事をあらためて検証し、行動に移すことが求められています。

子どもたちを主人公にした仕事づくりを引き続いて運動の中心に据えてきましたが、教育条件を向上させるには、父母も巻き込んだ大きな流れを作ることが活動の大きな柱に据える必要があります。

スクールバスは、教員と介助員による複数添乗の運行体制が、介助員1名の添乗に変更されてから6年が経過しました。この間、民間委託の介助業務乗務員の資質のばらつき、児童生徒の乗車人数の増加、バス内のトラブルの多発など、介助員1名体制では、対応しきれない問題点が指摘する声もあります。スクールバス問題については、全国的に全面民間委託の動きもありますが、教育活動としての場所を学校職員以外に委ねることは、無責任であり、今よりも充実させる方向で改善をさせていくことが求められます。

児童・生徒の安心安全な登下校を保証するため、直営の複数配置による運行体制を求めていきます。そのためには、介助員自らがスクールバスの問題点について日常的に話し合い、具体的な改善点を明らかにしていく環境作りが求められます。

国は「食育」と言いつつも、全国的にみると給食調理の現場は、安易に民間委託がすすめられています。給食は教育の一環であり、経済の原理をあてはめるものではなく、養護学校の児童生徒の実態に即した給食を提供する条件づくりをすすめます。また、一部を除いて養護学校の給食の仕事は、繁忙をきわめており、小学校の食数による職員配置基準が職場の実態と乖離している側面を追及し、改善を求めます。また、学校支部と連携を強めます。

用務員職場では、技能長制度を中心とした現制度のあらゆる点について、学校支部と共同して検証するとともに、四養護学校間の用務員の技術交流や仕事のあり方について話し合いをすすめます。

2010年度の活動の柱

- 1 教育環境、教育問題に関することを中心に学習会を開催し、各職種に応じて、例えば、障がい児・者を取り巻く環境を学習します。また、日常的な問題を話し合える場として、分会活動をすすめます。
- 2 引き続き、親の会の活動へ参加して教育条件の向上のための運動をすすめ、障がい者団体主催の学習会への参加もすすめます。
- 3 ブロックニュースを身近なニュースを柱としきちんと発行し、組合員の交流や資質の向上に努めます。
- 4 執行委員体制の補完として職種別部会（用、調、介助）を開催し、活動の充実に努めます。

第2号議案

2010年教事支部職場要求書(案)についての承認

2010年職場要求書(案)〈別添参照〉について本大会で確認後、教育委員会当局へ提出します。

第3号議案

2009年度支部会計決算報告および2010年度支部会計予算(案)の承認を評議員会へ委任する件

2009年度支部会計決算報告および2010年度支部会計予算(案)を本大会で審議することは、会計年度(2009年7月1日～2010年6月30日)との関わりで、事務処理上、困難が生じます。したがって、上記決算および予算(案)の審議、承認を本大会後の直近の評議員会に委任することを求めます。

第4号議案

各種大会代議員の選出について

2010年度市職労大会(臨時大会を含む)、市労連定期大会、自治労連県本部定期大会の開催に伴う支部選出代議員について、従来と同じく執行委員・評議員を中心に選出することとし、具体的な人選は執行委員会に一任します。